

[保育課・幼保連携推進室：関連資料]



# 待機児童解消のための保育士の確保策（安心こども基金：438億円）

## ① 保育士確保施策の拡充（補助率1/2）【14億円】

### 1. 保育士養成施設新規卒業者の確保

〔目的〕・保育士養成施設卒業者の保育所への就職率を増加させる。

〔事業内容〕・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取り組みへの助成

（保育所保育士と養成施設の学生が交流する場を提供、学生を対象とした就職フェアの実施 等）

・養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成

（求人情報収集・学生への紹介方法などの就職担当者に対する研修 等）

### 2. 保育士の就業継続支援

〔目的〕・保育士の平均勤続年数を増加させる。

〔事業内容〕・新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップ（リアリティショック）への対応方法、保護者対応等のストレスの高い業務についての研修費用の助成

・保育所の管理者（所長等）に対し、離職防止につながる人事管理や職場環境改善等の研修費用の助成（所内の相談体制、効果的なOJT、メンタルヘルスなどの研修 等）

### 3. 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置等

〔目的〕・保育所に勤務していない保育士（＝潜在保育士）の採用を増加させる。

〔事業内容〕・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の費用の助成

〔保育士・保育所支援センターの業務〕

潜在保育士の相談・就職あっせん、潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言、

保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応（職業体験など） 等

・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成

## ②保育士の資格取得と継続雇用の強化（補助率3/4）【84億円】

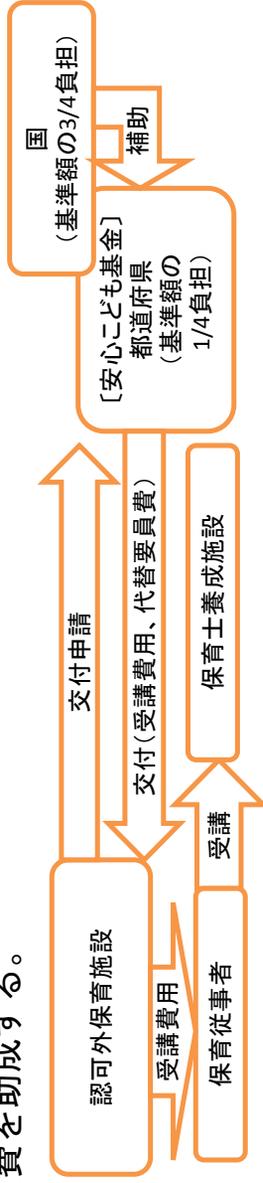
### 4. 認可外保育施設に勤務する保育従事者の保育士資格取得支援

#### 〔目的〕

○認可外保育施設に勤務している保育従事者（保育士資格なし）の、保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所へ移行することによる「認可保育所に勤務する保育士の増加」を図る。

#### 〔事業内容〕

○認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用（通信制保育士養成施設を受講料の1/2）、受講に伴う代替要員費を助成する。



### 5. 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

#### 〔目的〕

○保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行うことで、保育士養成施設の入学者の増加を図り、養成施設卒業による資格取得者の減少に歯止めをかける。また、卒業後に保育所等で5年間業務に従事した場合は返済を免除することで、保育士等の増加を図る。

#### 〔事業内容〕

○保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行う。  
※生活保護世帯の児童が貸付を受ける場合は、生活費として上乗せ。  
 ※介護福祉士等修学資金貸付と同様に、都道府県から団体に貸付資金の補助



### ③ 保育士の処遇改善 (補助率10/10) 【340億円】

#### (1) 目的

待機児童の早期解消のため、保育所の整備等によって量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士等の確保が課題となっている。保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組み保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進める。

#### (2) 補助の概要

保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等処遇改善臨時特例事業」(仮称)として都道府県の安心こども基金に交付する。交付対象は、私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)の保育士等とし、上乗せ相当額を保育所に交付。

※1 民間施設給与等改善費は、保育士等の平均勤続年数に応じた加算率により私立保育所に対する保育所運営費を上乗せする仕組み。

※2 保育所運営費の予算積算上の一人当たり単価に当てはめて機械的にモデル計算した場合の改善月額

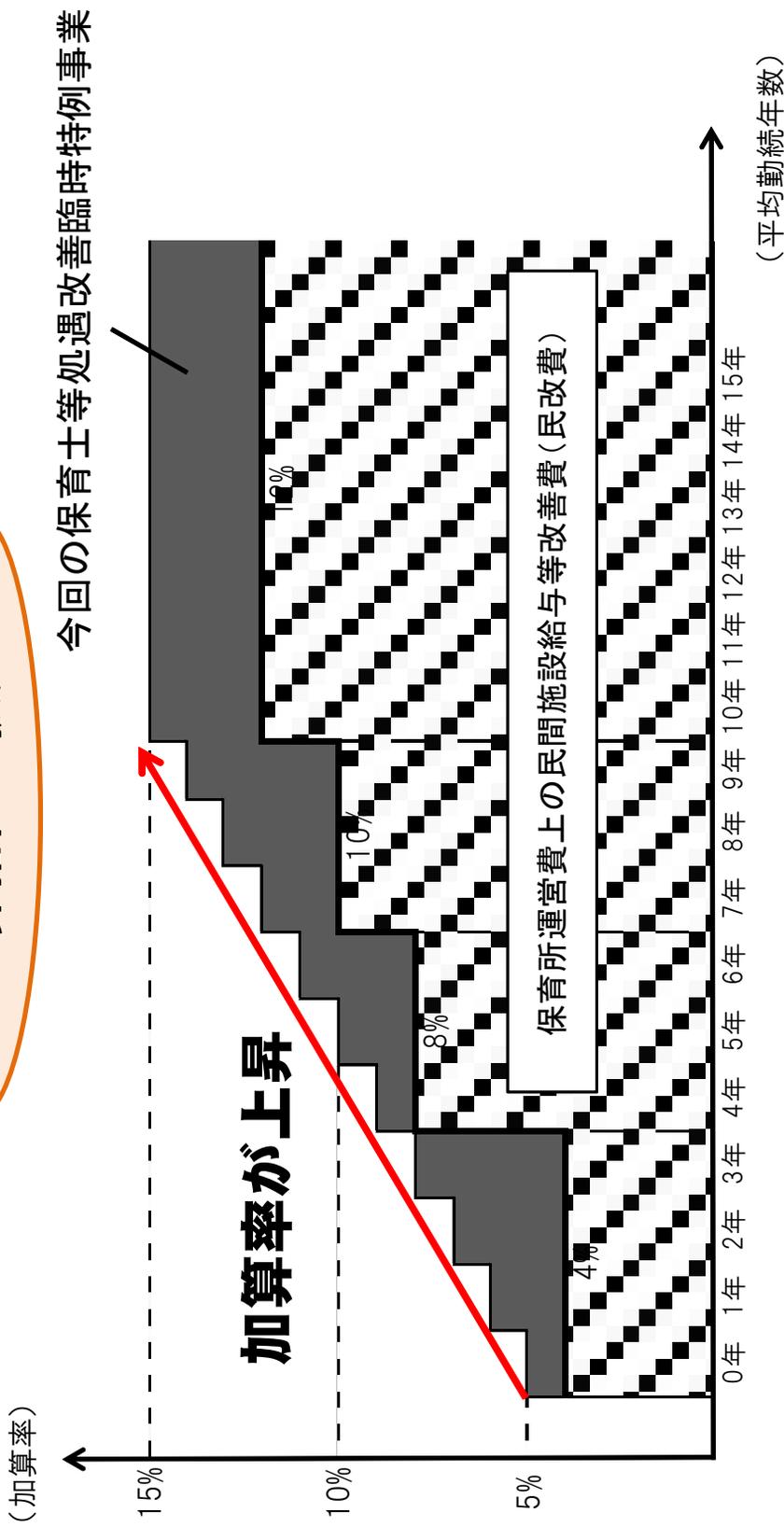
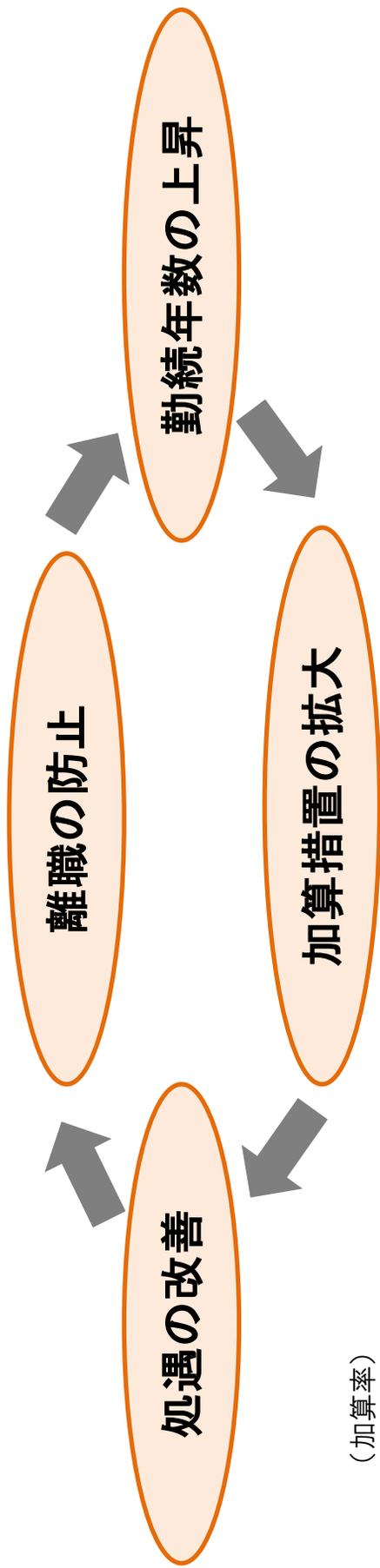
保育士(福祉職1級29号俸:月額約30万円(賞与等含む)) 約8,000円

主任保育士(福祉職2級17号俸:月額約35万円(賞与等含む)) 約10,000円

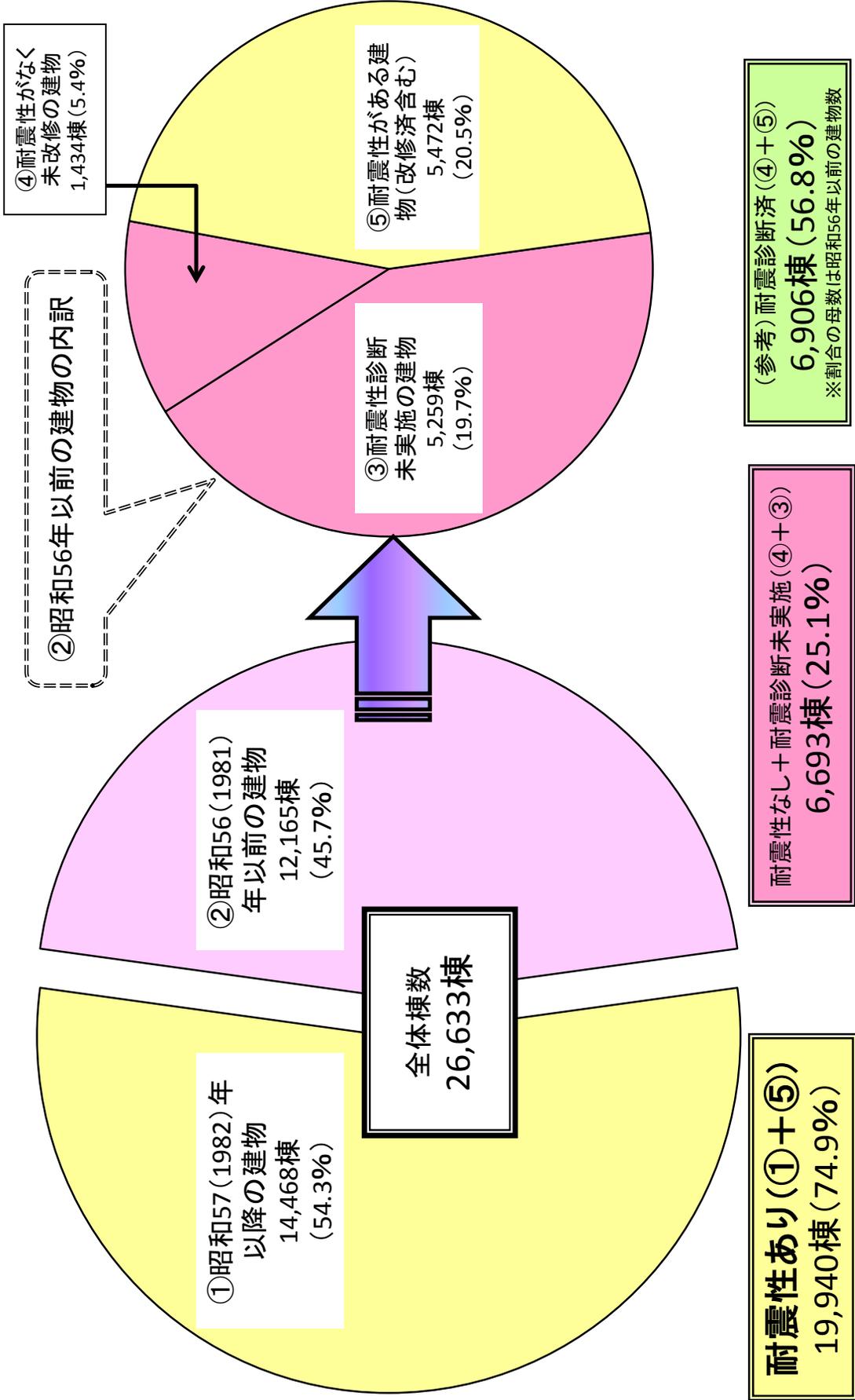
#### (3) 交付方法

○ 都道府県の安心こども基金に国から交付。都道府県から各市町村へ交付した上で、市町村において各保育所に対して交付。その際、効果の確認として、保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求めらる。

# 民改費の仕組みを基礎とした保育士確保策

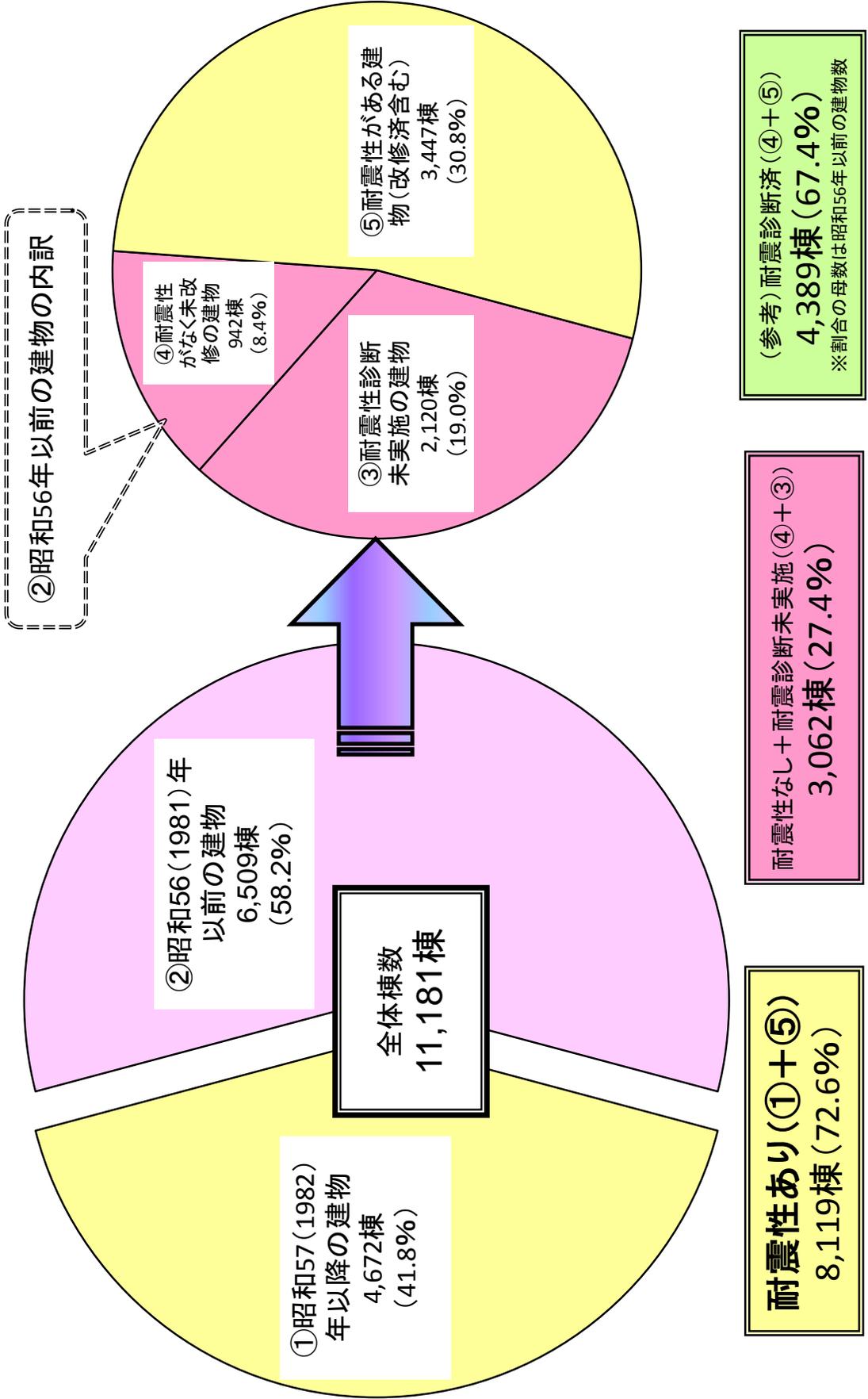


# 平成24(2012)年 保育所の耐震化の状況



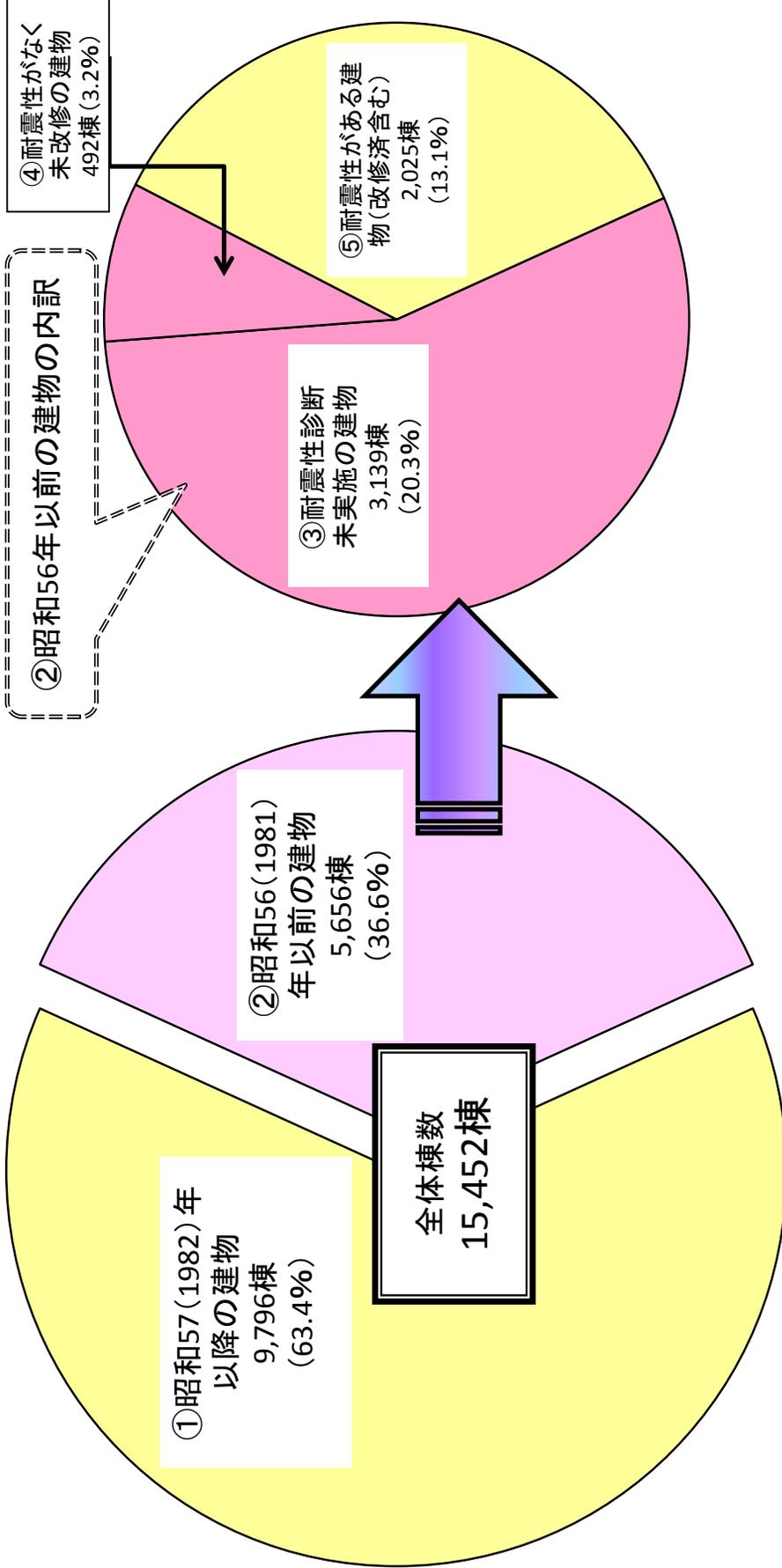
※調査対象は2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設(棟)

# 平成24(2012)年 公立保育所の耐震化の状況



※調査対象は2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設(棟)

# 平成24(2012)年 私立保育所の耐震化の状況



**耐震性あり(①+⑤)**  
11,821棟 (76.5%)

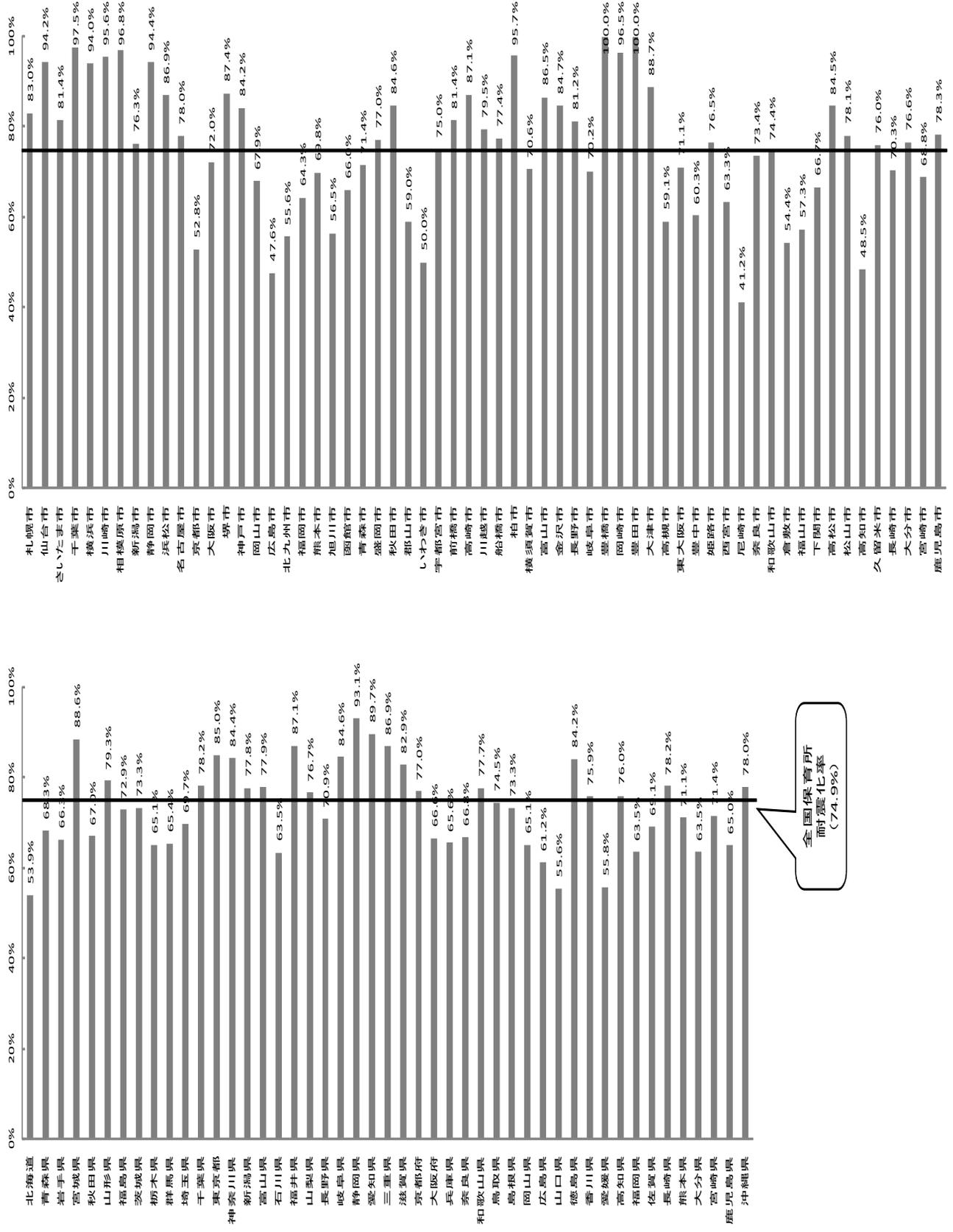
耐震性なし+耐震診断未実施(④+③)  
3,631棟 (23.5%)

(参考)耐震診断済(④+⑤)  
2,517棟 (44.5%)  
※割合の母数は昭和56年以前の建物数

※調査対象は2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設(棟)

# 保育所の耐震化率の状況

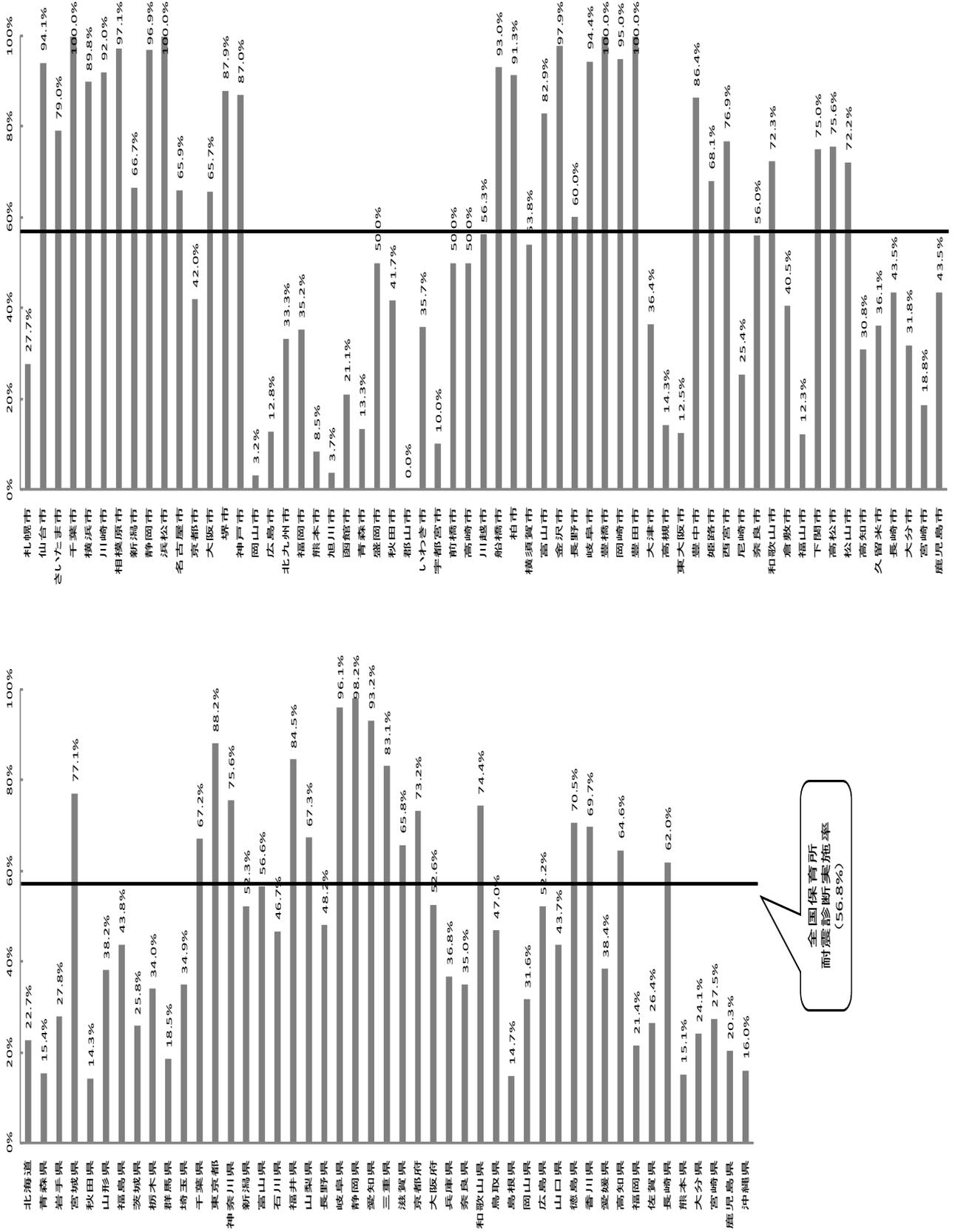
平成24年4月1日現在



全国保育所  
耐震化率  
(74.9%)

# 保育所の耐震診断実施率の状況

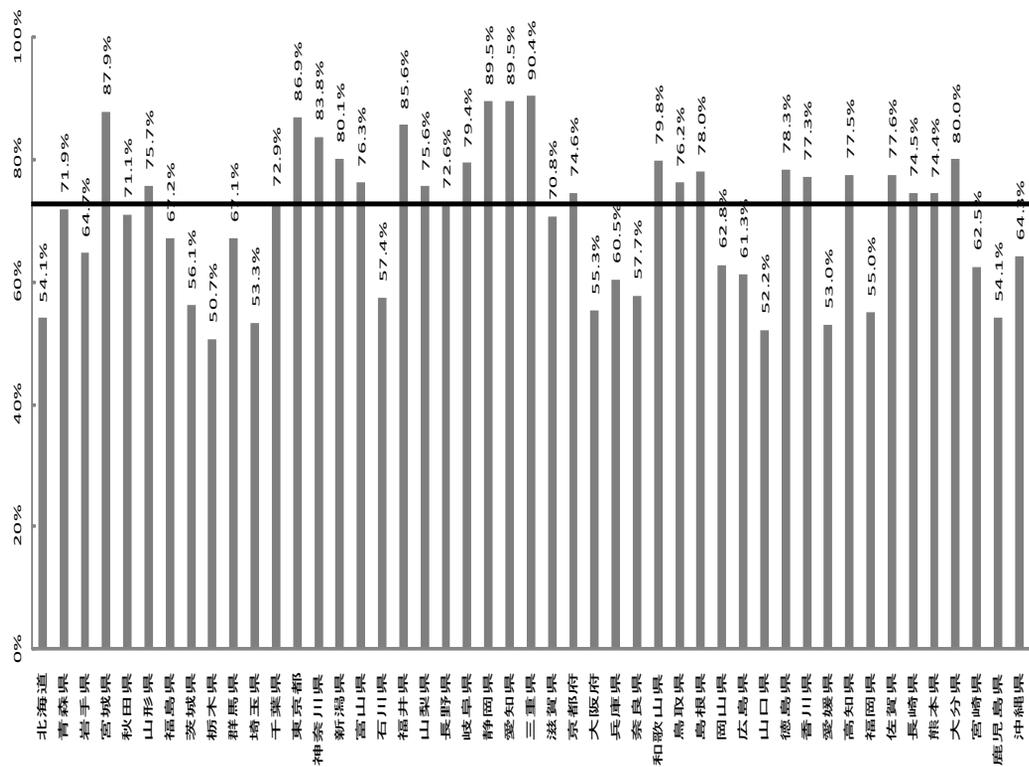
平成24年4月1日現在



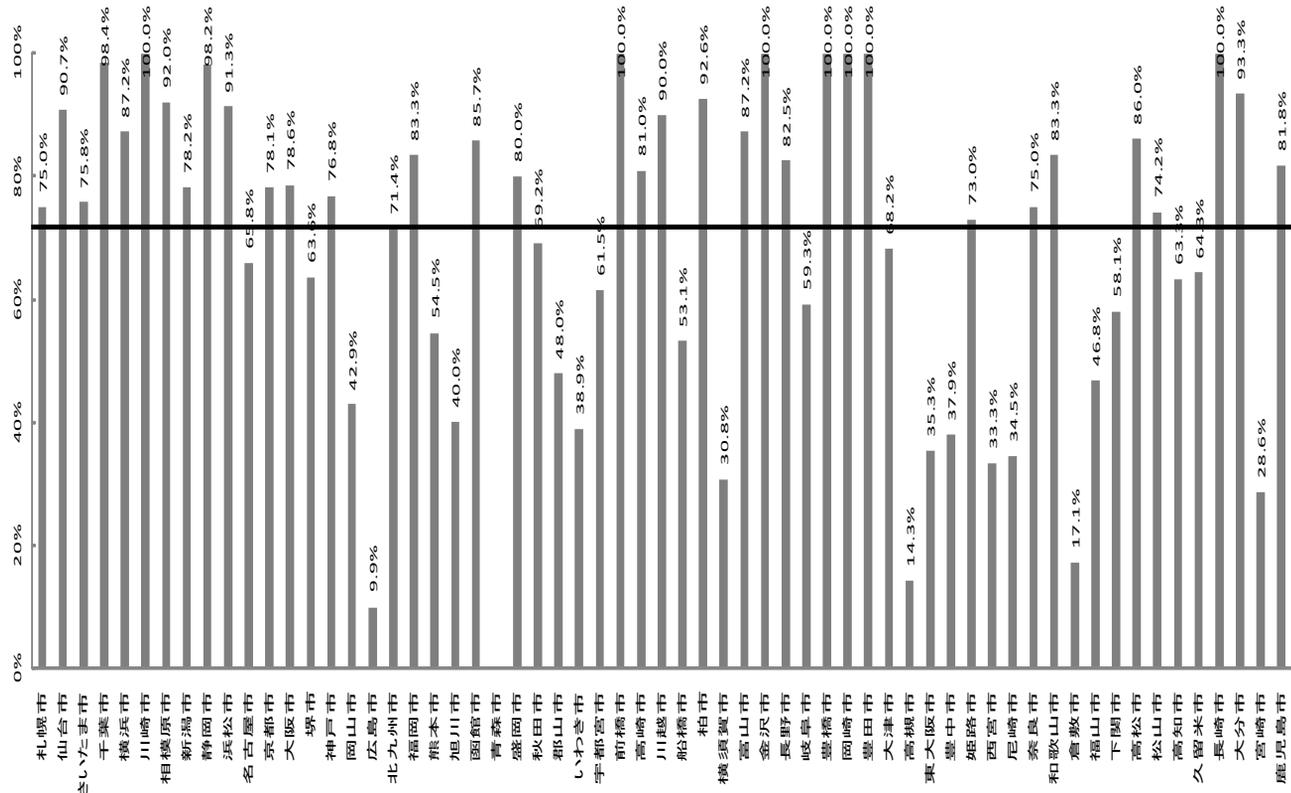
全国保育所  
耐震診断実施率  
(56.8%)

# 公立保育所の耐震化率の状況

平成24年4月1日現在

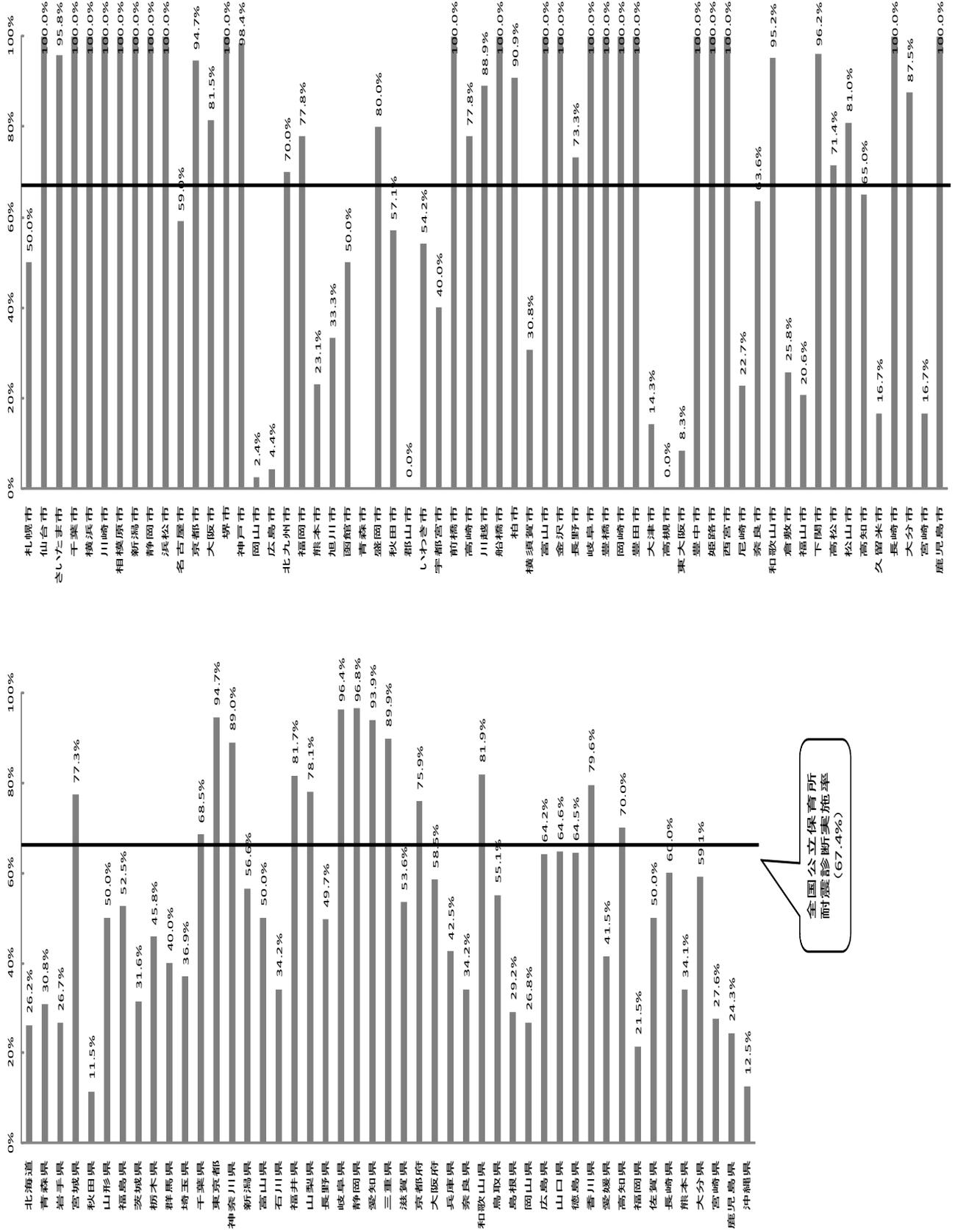


全国公立保育所  
耐震化率  
(72.6%)



# 公立保育所の耐震診断実施率の状況

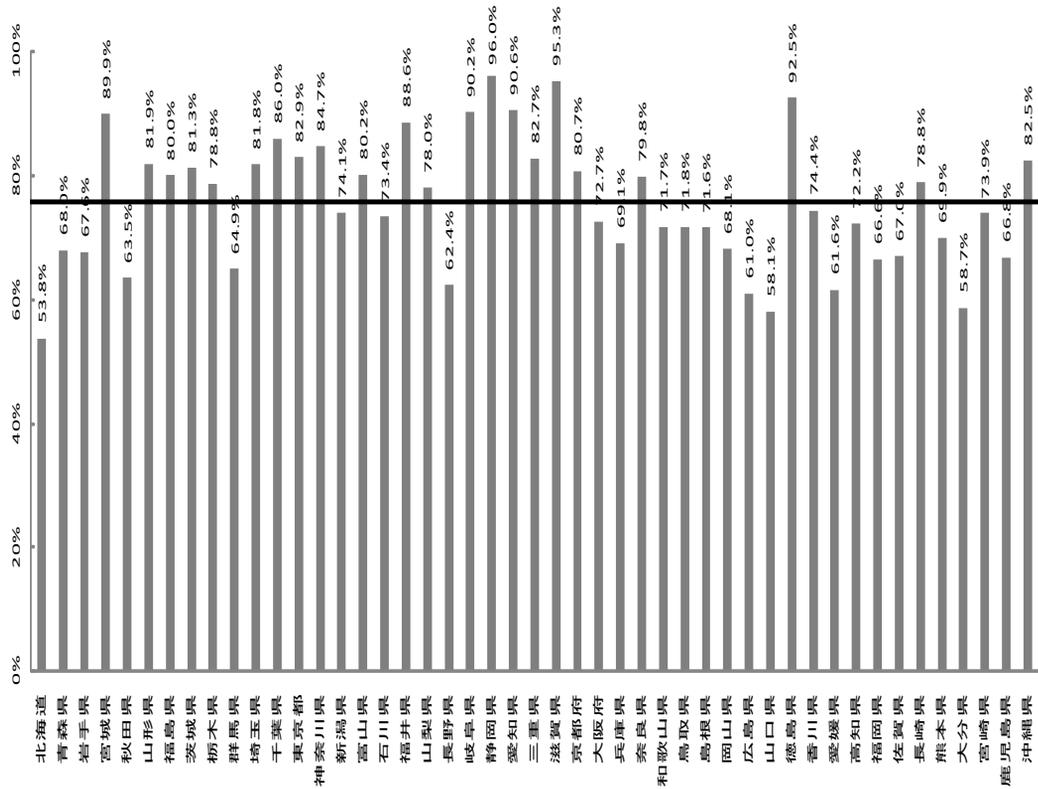
平成24年4月1日現在



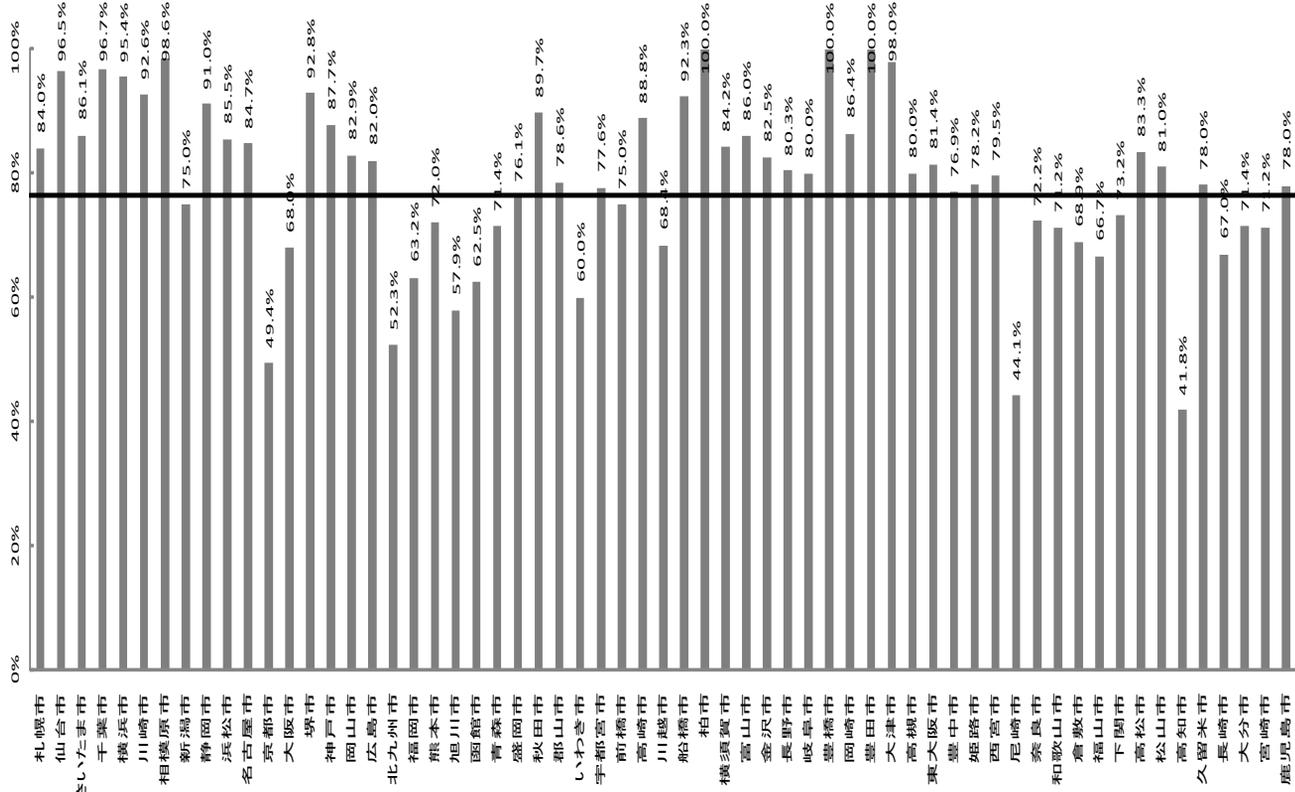
全国公立保育所  
耐震診断実施率  
(67.4%)

# 私立保育所の耐震化率の状況

平成24年4月1日現在

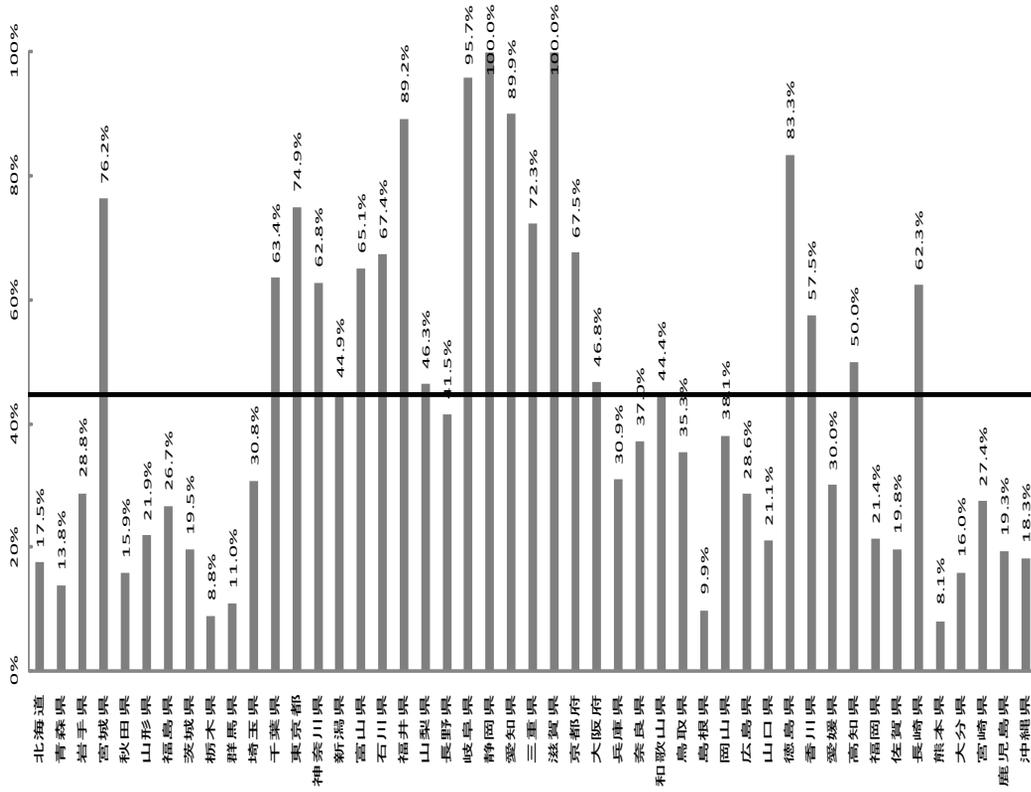


全国私立保育所  
耐震化率  
(76.5%)

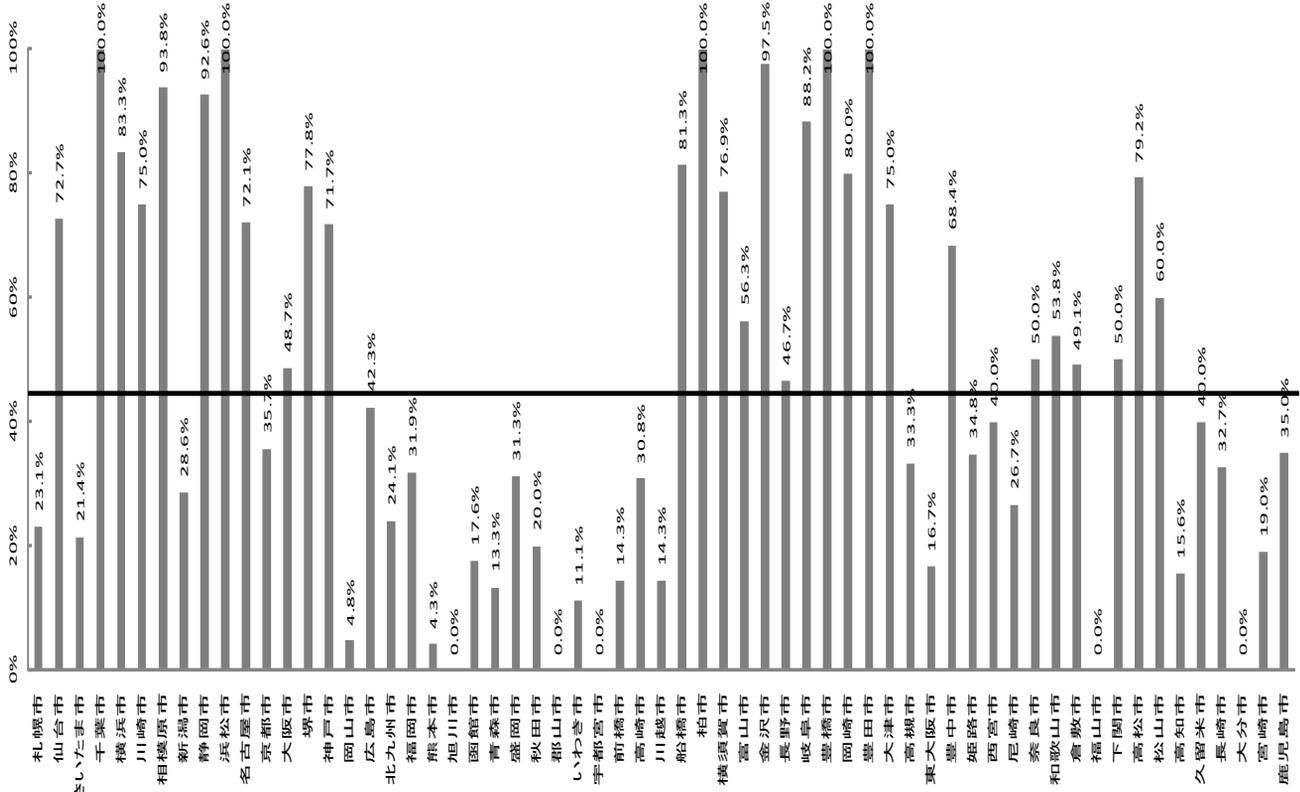


# 私立保育所の耐震診断実施率の状況

平成24年4月1日現在



全国私立保育所  
耐震診断実施率  
(44.5%)



## 緊急防災・減災事業について

平成25年度の地方公務員給与費の臨時特例に対応し、緊急に防災・減災事業に取り組むため、緊急防災・減災事業費（地方単独事業）を4,550億円計上

### 1. 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業及び災害に迅速に対応するための情報網の構築などの地方単独事業。

#### (1) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

#### (2) 災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化 など

#### (3) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 防災行政無線のデジタル化
- ② 消防救急無線のデジタル化
- ③ 広域化等に伴う高機能消防指令センターの整備 など

### 2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

(2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

### 3. 事業年度

平成25年度

※ 全国防災事業費（直轄・補助事業の地方負担分）については、東日本大震災分に全国防災事業費として973億円を計上し、全国防災事業債（充当率100%、交付税措置率80%）により措置。

# 住宅・建築物安全ストック形成事業等(国土交通省所管)の概要

～児童福祉施設等の耐震化診断に要する費用に対する補助～

○ 交付対象事業 ※社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金のメニューとして実施可能です。

(1) 地方公共団体が行う建築物の耐震診断

(2) 建築物の耐震診断を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助  
(児童福祉施設等を含む社会福祉施設全般も補助対象)

## ○国費率 (建築物の場合)

地方公共団体が実施する場合

国：1/3、地方：2/3

地方公共団体以外が実施する場合

国：1/3、地方：1/3、所有者等：1/3

大規模なもの以外  
大規模なもの※(延べ面積1,500㎡以上を予定) 国：1/2、地方：1/3、所有者等：1/6

又は、国1/3、所有者等：2/3

※大規模なものに対する国の補助率は、住宅・建築物安全ストック形成事業と耐震対策緊急促進事業(H25創設)の合計

<補助対象限度額> 1千㎡までの部分 : 2,000円/㎡  
1千㎡～2千㎡までの部分 : 1,500円/㎡  
2千㎡を超える部分 : 1,000円/㎡

## 認定こども園事業費等の改善

### [目的]

幼稚園型認定こども園の質の向上や幼保連携型認定こども園への移行を促進するとともに、一定の基準を満たす認可外保育施設の認可保育所への移行を促進する。併せて、これらの施設の保育士等の処遇の改善を図る。

### [内容]

幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、認可外保育施設運営支援事業について以下の改善を図る。

(認定こども園事業費(幼稚園型の保育所機能部分)、認可外保育施設運営支援事業の単価)

年齢区分	現行単価	改善後単価
4歳以上児	12,000円	18,000円(+6,000円)
3歳児	15,000円	22,000円(+7,000円)
1、2歳児	39,000円	57,000円(+18,000円)
乳児	72,000円	107,000円(+35,000円)

## 一時預かり事業の機能強化

核家族化や地域のつなごりの希薄化など、家庭や地域の子育て環境が大きく変化している中で、一時的に家庭において児童を保育できなくなるといった事態に対応し、すべての子育て家庭の切実なニーズに応えることが必要。

このため、休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「**基幹型施設**」を創設し、児童の受け入れができる体制を充実（約700施設）。

- （対応例）・日常生活上の突発的な事情（保護者の病気・けが、冠婚葬祭等）
- ・児童虐待の予防（育児疲れや育児ノイローゼ等）
- ・社会参加の必要（自治会・PTA活動、防災訓練等）等

※ 平成24年度補正予算により、子育て支援交付金から安心子ども基金へ移行。

### 一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。

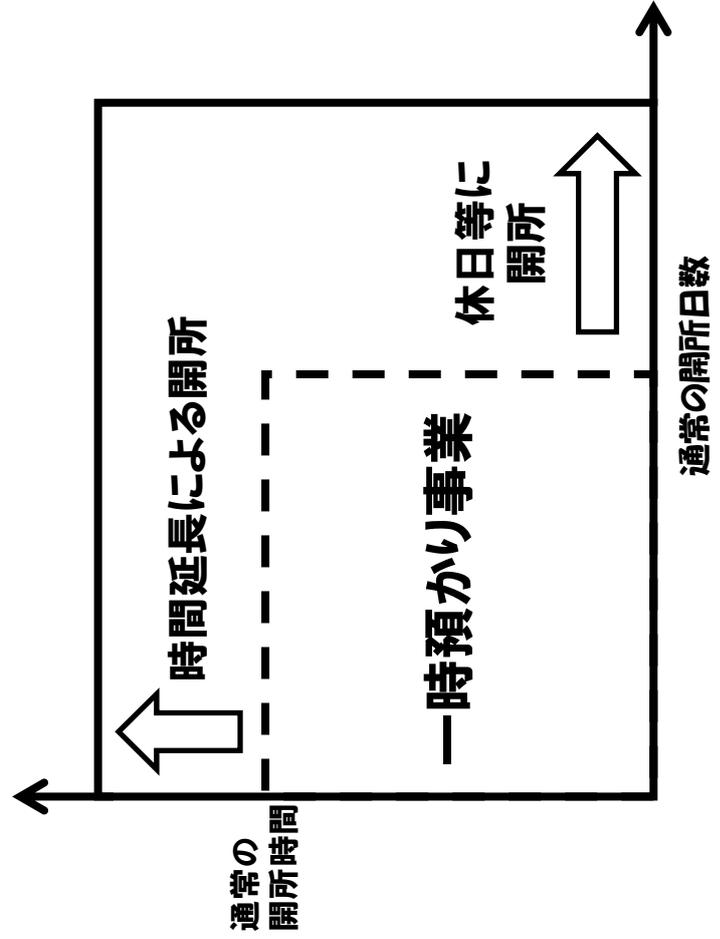
機能強化

### 基幹型施設の創設

休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う基幹型施設を創設し、児童の受け入れができる体制を充実。

（※）現在の補助制度では、1日8時間、週5日分の経費を補助している。

### 【機能強化のイメージ】



# へき地保育事業の実施要件の緩和

## 1. 事業の目的・内容等

- 山間地及び離島等の地域で通常の保育所を設けることが困難な地域において、保育を要する児童を保育するために設置するへき地保育所の運営費に対する補助を行う。
- 平成24年度補正予算により、子育て支援交付金から安心子ども基金へ移行し、実施要件としている1日当たり平均入所児童数10人以上を6人以上に緩和する。

## 2. 予算額等

- 安心子ども基金の対象事業の一つとして実施（24年度補正予算（案）額）557億円の内数
- 交付実績：414か所（平成23年度）
- 補助基準額：1か所当たり年額 400万円
- 負担割合：国1/2、市町村1/2

## 3. へき地保育所の設置要件

- 設置主体：市町村
- 設置基準
  - ① 1日当たり平均入所児童が6人以上いること
  - ② 公民館等既設建物の一部を用いてへき地保育所を設置する場合、その設備をそのへき地保育所のために常時使用すること
  - ③ 保育室、便所その他必要な設備を設け、適正な保育ができるように定めること
  - ④ 保育士を2人以上配置すること（ただし、やむを得ない事情があるときは、うち1名に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全なものをもってこれに代えることが可能）等

# 家庭的保育事業の充実について

## 家庭的保育事業とは

保育士又は研修により市町村長が認めた家庭的保育者（保育ママ）が、保育所等と連携しながら自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する事業（平成12年度に、保育需要の増に対応するための措置として創設）

子ども・子育てビジョン等により、家庭的保育の拡充が目標とされる一方、実施自治体が少なく、普及が進んでいない。  
（23年度実績（交付決定ベース）【保育ママ数】963、【利用児童数】3,285（【参考】地方単独施策【保育ママ数】1,036、【利用児童数】2,423））

### 課題

- ・家庭的保育者への支援体制の不足（巡回指導・相談体制、家庭的保育者の休暇時の代替保育の確保等）
- ・事故発生時の保証の体制
- ・家庭的保育者のなり手がいない
- ・実施自治体が少ない

### 改善内容（平成20年度）

- ・家庭的保育者を支援する専任職員の配置
- ・補助単価の見直し（賠償責任保険料の追加・俸給の引上げ等）

### 改善内容（平成21年3月以降）

- ・連携保育所に最低基準を満たす認可外保育施設を追加
- ・家庭的保育補助者経費を創設
- ・家庭的保育の実施者にNPO法人等を追加
- ・複数の家庭的保育者が同一の場所で実施する「グループ型小規模保育事業」を開始
- ・開設準備経費加算を創設

### 平成25年度予算案

予算額：2,916百万円（H24予算2,546百万円）  
対象児童数：13,000人

- ・家庭的保育者：約52,000円（児童1人：月額）
- ・連携保育所：約200万円（年額）
- ・家庭的保育補助者：約26,000円（児童1人：月額）
- ・開設準備経費：約26,000円（児童1人：月額）※H25新設

### 「安心子ども基金」における対応

○平成20年度補正予算により、都道府県に「安心子ども基金」を創設し、基金事業として、家庭的保育改修事業、賃借料補助事業及び家庭的保育研修事業を実施。平成21年度以降も、基金の積み増し・実施期限の延長・実施内容の拡充を実施している。

（平成21年度以降の拡充等）  
一定の条件を満たす改修費、賃借料の基準額増額と補助率高上げ（平成21年度補正）、賃借料の基準額増額（平成22年度補正）、  
「グループ型小規模保育事業※」を基金事業として実施、安全対策等を管理する者の配置加算を新設（平成23年度補正）

※平成23年度の「グループ型小規模保育事業」は「子育て支援交付金」により実施

### 事業の法定化

- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成20年12月3日法律第85号）により、家庭的保育事業を法定化（平成22年4月1日施行）
- 「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第150号）及び「家庭的保育の実施について」（平成21年10月30日雇児発第1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、実施基準及びガイドラインを策定

## 特別保育実施状況(都道府県・指定都市・中核市別)

①延長保育促進事業(実施か所数は、保育課調べ)

都道府県	実施か所数		合計
	公立	民間	
北海道	78	137	215
青森県	6	306	312
岩手県	63	128	191
宮城県	80	63	143
秋田県	46	93	139
山形県	69	103	172
福島県	54	88	142
茨城県	105	288	393
栃木県	78	115	193
群馬県	23	166	189
埼玉県	252	382	634
千葉県	232	186	418
東京都	750	798	1,548
神奈川県	93	177	270
新潟県	166	118	284
富山県	68	77	145
石川県	121	82	203
福井県	81	116	197
山梨県	56	83	139
長野県	183	64	247
岐阜県	88	113	201
静岡県	60	153	213
愛知県	232	98	330
三重県	48	123	171
滋賀県	46	96	142
京都府	58	84	142
大阪府	198	395	593
兵庫県	102	233	335
奈良県	65	63	128
和歌山県	57	28	85
鳥取県	67	60	127
島根県	34	167	201
岡山県	75	72	147
広島県	69	92	161
山口県	47	126	173
徳島県	42	76	118
香川県	18	40	58
愛媛県	32	50	82
高知県	6	31	37
福岡県	78	269	347
佐賀県	39	164	203
長崎県	19	268	287
熊本県	73	282	355
大分県	15	115	130
宮崎県	22	169	191
鹿児島県	19	227	246
沖縄県	34	250	284
小計①	4,247	7,414	11,661

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公立	民間	
札幌市	25	161	186
仙台市	47	82	129
さいたま市	62	68	130
千葉市	58	49	107
横浜市	96	339	435
川崎市	83	102	185
相模原市	19	50	69
新潟市	56	116	172
静岡市	21	45	66
浜松市	20	64	84
名古屋市	67	111	178
京都市	13	172	185
大阪市	37	206	243
堺市	22	76	98
神戸市	67	129	196
岡山市	24	62	86
広島市	36	83	119
北九州市	21	122	143
福岡市	12	159	171
旭川市	3	19	22
函館市	0	27	27
青森市	0	84	84
盛岡市	16	43	59
秋田市	13	40	53
郡山市	13	13	26
いわき市	0	27	27
宇都宮市	15	55	70
前橋市	2	41	43
高崎市	3	41	44
川越市	20	18	38
柏市	23	15	38
船橋市	18	39	57
横須賀市	11	30	41
富山市	24	41	65
金沢市	13	96	109
長野市	8	40	48
岐阜市	3	26	29
豊橋市	5	25	30
岡崎市	18	17	35
豊田市	18	11	29
大津市	14	39	53
高槻市	13	28	41
東大阪市	14	46	60
西宮市	23	27	50
姫路市	15	50	65
尼崎市	29	52	81
奈良市	0	22	22
和歌山市	0	35	35
倉敷市	15	58	73
福山市	43	54	97
下関市	8	27	35
高松市	24	35	59
松山市	23	37	60
高知市	17	32	49
久留米市	0	52	52
長崎市	2	89	91
熊本市	23	129	152
大分市	0	42	42
宮崎市	2	104	106
鹿児島市	11	95	106
小計②	1,288	3,997	5,285
合計(①+②)	5,535	11,411	16,946

②特定保育事業（実施か所数は、平成23年度国庫補助事業の交付決定ベース）

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	4	8	12
青森県	1	1	2
岩手県	0	0	0
宮城県	5	5	10
秋田県	0	0	0
山形県	5	18	23
福島県	3	11	14
茨城県	0	27	27
栃木県	0	12	12
群馬県	0	3	3
埼玉県	22	30	52
千葉県	29	42	71
東京都	1	15	16
神奈川県	4	27	31
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
石川県	0	0	0
福井県	6	1	7
山梨県	0	0	0
長野県	0	1	1
岐阜県	1	0	1
静岡県	0	10	10
愛知県	14	9	23
三重県	2	13	15
滋賀県	0	1	1
京都府	0	1	1
大阪府	2	43	45
兵庫県	0	8	8
奈良県	0	7	7
和歌山県	1	2	3
鳥取県	0	0	0
島根県	3	61	64
岡山県	0	1	1
広島県	8	10	18
山口県	0	4	4
徳島県	1	5	6
香川県	0	0	0
愛媛県	0	1	1
高知県	0	0	0
福岡県	4	16	20
佐賀県	0	0	0
長崎県	0	0	0
熊本県	0	3	3
大分県	0	12	12
宮崎県	1	0	1
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	7	30	37
小計①	124	438	562

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	0	0	0
仙台市	6	31	37
さいたま市	0	0	0
千葉市	4	15	19
横浜市	38	200	238
川崎市	0	35	35
相模原市	8	36	44
新潟市	0	0	0
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	0	33	33
京都市	7	39	46
大阪市	13	47	60
堺市	0	0	0
神戸市	15	90	105
岡山市	0	0	0
広島市	0	0	0
北九州市	0	1	1
福岡市	0	4	4
旭川市	0	0	0
函館市	0	0	0
青森市	0	0	0
盛岡市	0	0	0
秋田市	1	0	1
郡山市	2	4	6
いわき市	0	0	0
宇都宮市	0	35	35
前橋市	0	0	0
高崎市	0	0	0
川越市	0	0	0
柏市	0	0	0
船橋市	0	0	0
横須賀市	1	0	1
富山市	0	0	0
金沢市	0	0	0
長野市	0	0	0
岐阜市	0	0	0
豊橋市	0	0	0
岡崎市	0	0	0
豊田市	2	0	2
大津市	0	0	0
高槻市	0	0	0
東大阪市	0	0	0
西宮市	0	0	0
姫路市	0	0	0
尼崎市	0	0	0
奈良市	0	0	0
和歌山市	0	0	0
倉敷市	0	3	3
福山市	4	4	8
下関市	0	2	2
高松市	0	0	0
松山市	9	21	30
高知市	0	0	0
久留米市	0	0	0
長崎市	0	0	0
熊本市	0	0	0
大分市	0	0	0
宮崎市	0	0	0
鹿児島市	0	32	32
小計②	110	632	742
合計(①+②)	234	1,070	1,304

③休日保育事業（実施か所数は、平成23年度国庫補助事業の交付決定ベース）

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	5	13	18
青森県	1	81	82
岩手県	0	27	27
宮城県	0	1	1
秋田県	3	13	16
山形県	0	12	12
福島県	0	4	4
茨城県	1	54	55
栃木県	3	18	21
群馬県	1	13	14
埼玉県	0	20	20
千葉県	2	17	19
東京都	4	53	57
神奈川県	2	11	13
新潟県	3	11	14
富山県	1	28	29
石川県	5	24	29
福井県	0	9	9
山梨県	0	5	5
長野県	18	3	21
岐阜県	1	4	5
静岡県	4	19	23
愛知県	6	15	21
三重県	3	8	11
滋賀県	1	13	14
京都府	1	5	6
大阪府	2	21	23
兵庫県	1	15	16
奈良県	0	4	4
和歌山県	1	2	3
鳥取県	3	5	8
島根県	2	25	27
岡山県	0	6	6
広島県	2	2	4
山口県	3	7	10
徳島県	0	4	4
香川県	1	4	5
愛媛県	0	6	6
高知県	0	1	1
福岡県	5	13	18
佐賀県	2	8	10
長崎県	0	36	36
熊本県	1	20	21
大分県	0	11	11
宮崎県	0	14	14
鹿児島県	0	16	16
沖縄県	0	5	5
小計①	88	706	794

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	2	2	4
仙台市	0	6	6
さいたま市	0	5	5
千葉市	0	3	3
横浜市	0	9	9
川崎市	0	6	6
相模原市	0	2	2
新潟市	0	8	8
静岡市	0	0	0
浜松市	0	2	2
名古屋市	0	10	10
京都市	1	5	6
大阪市	15	13	28
堺市	0	4	4
神戸市	0	1	1
岡山市	0	8	8
広島市	1	3	4
北九州市	0	7	7
福岡市	1	3	4
旭川市	1	0	1
函館市	0	2	2
青森市	0	17	17
盛岡市	0	5	5
秋田市	0	5	5
郡山市	0	0	0
いわき市	1	2	3
宇都宮市	0	1	1
前橋市	0	4	4
高崎市	0	1	1
川越市	0	0	0
柏市	0	2	2
船橋市	0	2	2
横須賀市	0	1	1
富山市	0	25	25
金沢市	0	7	7
長野市	1	1	2
岐阜市	0	0	0
豊橋市	2	0	2
岡崎市	0	0	0
豊田市	1	4	5
大津市	0	2	2
高槻市	0	1	1
東大阪市	0	0	0
西宮市	0	0	0
姫路市	0	2	2
尼崎市	0	1	1
奈良市	0	2	2
和歌山市	1	0	1
倉敷市	0	6	6
福山市	1	2	3
下関市	1	2	3
高松市	0	3	3
松山市	0	12	12
高知市	0	0	0
久留米市	0	3	3
長崎市	0	0	0
熊本市	0	1	1
大分市	0	0	0
宮崎市	0	23	23
鹿児島市	0	8	8
小計②	29	244	273
合計(①+②)	117	950	1,067

④夜間保育所の設置状況（平成24年4月1日現在）

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	0	2	2
青森県	0	0	0
岩手県	0	0	0
宮城県	0	0	0
秋田県	0	0	0
山形県	0	0	0
福島県	0	0	0
茨城県	0	2	2
栃木県	0	0	0
群馬県	0	0	0
埼玉県	0	1	1
千葉県	0	0	0
東京都	0	2	2
神奈川県	0	6	6
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
石川県	0	1	1
福井県	0	2	2
山梨県	0	1	1
長野県	0	0	0
岐阜県	0	0	0
静岡県	0	0	0
愛知県	0	0	0
三重県	0	0	0
滋賀県	0	1	1
京都府	0	0	0
大阪府	0	4	4
兵庫県	0	0	0
奈良県	0	0	0
和歌山県	0	0	0
鳥取県	0	1	1
島根県	0	3	3
岡山県	0	0	0
広島県	0	0	0
山口県	0	0	0
徳島県	0	0	0
香川県	0	0	0
愛媛県	0	0	0
高知県	0	0	0
福岡県	0	0	0
佐賀県	0	0	0
長崎県	0	2	2
熊本県	0	2	2
大分県	0	0	0
宮崎県	0	0	0
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	0	3	3
小計①	0	33	33

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	0	3	3
仙台市	0	0	0
さいたま市	0	0	0
千葉市	0	0	0
横浜市	0	1	1
川崎市	0	1	1
相模原市	0	1	1
新潟市	0	1	1
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	0	4	4
京都市	0	7	7
大阪市	0	6	6
堺市	0	1	1
神戸市	0	0	0
岡山市	0	1	1
広島市	0	0	0
北九州市	0	1	1
福岡市	0	1	1
旭川市	0	1	1
函館市	0	0	0
青森市	0	0	0
盛岡市	0	0	0
秋田市	0	0	0
郡山市	0	0	0
いわき市	0	0	0
宇都宮市	0	1	1
前橋市	0	0	0
高崎市	0	0	0
川越市	0	0	0
柏市	0	0	0
船橋市	0	0	0
横須賀市	0	0	0
富山市	0	0	0
金沢市	0	2	2
長野市	0	1	1
岐阜市	0	0	0
豊橋市	0	0	0
岡崎市	0	0	0
豊田市	0	0	0
大津市	0	1	1
高槻市	0	0	0
東大阪市	0	1	1
西宮市	0	0	0
姫路市	0	0	0
尼崎市	0	1	1
奈良市	0	1	1
和歌山市	0	0	0
倉敷市	0	1	1
福山市	0	2	2
下関市	0	0	0
高松市	0	1	1
松山市	0	1	1
高知市	0	0	0
久留米市	0	0	0
長崎市	0	0	0
熊本市	0	1	1
大分市	0	0	0
宮崎市	0	1	1
鹿児島市	0	0	0
小計②	0	44	44
合計(①+②)	0	77	77

⑤病児・病後児保育事業（実施か所数は平成23年度国庫補助事業の交付決定ベース）

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	5	14	19
青森県	1	11	12
岩手県	3	27	30
宮城県	2	3	5
秋田県	7	20	27
山形県	7	24	31
福島県	0	10	10
茨城県	0	62	62
栃木県	2	34	36
群馬県	1	23	24
埼玉県	2	31	33
千葉県	12	44	56
東京都	6	122	128
神奈川県	0	11	11
新潟県	3	14	17
富山県	5	36	41
石川県	5	36	41
福井県	5	26	31
山梨県	2	19	21
長野県	6	14	20
岐阜県	2	11	13
静岡県	1	34	35
愛知県	8	16	24
三重県	1	8	9
滋賀県	4	8	12
京都府	6	20	26
大阪府	24	92	116
兵庫県	2	18	20
奈良県	1	15	16
和歌山県	0	5	5
鳥取県	6	6	12
島根県	2	21	23
岡山県	1	23	24
広島県	3	12	15
山口県	0	17	17
徳島県	0	16	16
香川県	4	4	8
愛媛県	0	8	8
高知県	1	4	5
福岡県	8	19	27
佐賀県	0	8	8
長崎県	0	18	18
熊本県	2	14	16
大分県	0	9	9
宮崎県	0	10	10
鹿児島県	0	13	13
沖縄県	1	13	14
小計①	151	1,023	1,174

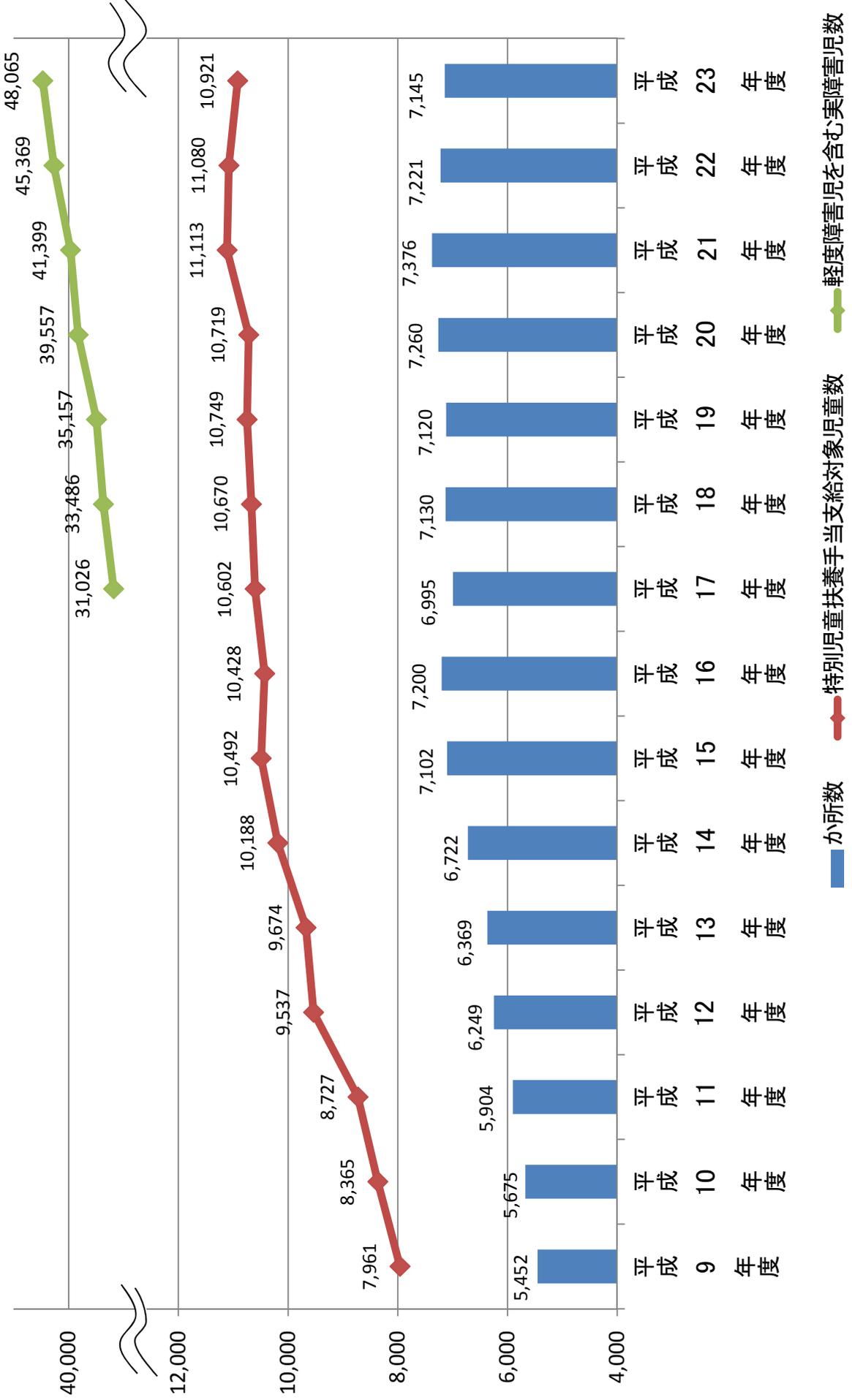
指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	0	4	4
仙台市	0	4	4
さいたま市	0	5	5
千葉市	0	8	8
横浜市	0	19	19
川崎市	0	3	3
相模原市	0	2	2
新潟市	0	4	4
静岡市	0	0	0
浜松市	0	5	5
名古屋市	0	10	10
京都市	0	6	6
大阪市	11	19	30
堺市	1	1	2
神戸市	0	11	11
岡山市	0	4	4
広島市	0	10	10
北九州市	0	9	9
福岡市	0	14	14
旭川市	0	1	1
函館市	0	0	0
青森市	0	0	0
盛岡市	0	5	5
秋田市	0	6	6
郡山市	0	2	2
いわき市	0	2	2
宇都宮市	0	4	4
前橋市	1	10	11
高崎市	1	8	9
川越市	0	2	2
柏市	0	1	1
船橋市	0	4	4
横須賀市	1	0	1
富山市	0	24	24
金沢市	0	10	10
長野市	0	1	1
岐阜市	0	4	4
豊橋市	0	2	2
岡崎市	1	1	2
豊田市	0	3	3
大津市	0	1	1
高槻市	0	2	2
東大阪市	1	2	3
西宮市	0	2	2
姫路市	0	4	4
尼崎市	0	2	2
奈良市	0	1	1
和歌山市	1	0	1
倉敷市	0	4	4
福山市	1	2	3
下関市	0	3	3
高松市	1	6	7
松山市	0	2	2
高知市	0	3	3
久留米市	0	2	2
長崎市	0	4	4
熊本市	0	6	6
大分市	0	4	4
宮崎市	0	6	6
鹿児島市	0	5	5
小計②	20	289	309
合計(①+②)	171	1,312	1,483

⑥一時預かり事業（実施か所数は平成23年度国庫補助事業の交付決定ベース）

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	76	73	149
青森県	8	98	106
岩手県	26	85	111
宮城県	31	15	46
秋田県	37	45	82
山形県	25	64	89
福島県	20	51	71
茨城県	43	193	236
栃木県	23	62	85
群馬県	28	95	123
埼玉県	94	156	250
千葉県	92	107	199
東京都	115	240	355
神奈川県	21	101	122
新潟県	99	76	175
富山県	23	65	88
石川県	47	45	92
福井県	28	85	113
山梨県	19	36	55
長野県	96	36	132
岐阜県	59	77	136
静岡県	80	91	171
愛知県	106	56	162
三重県	19	42	61
滋賀県	17	36	53
京都府	18	60	78
大阪府	34	143	177
兵庫県	27	165	192
奈良県	25	29	54
和歌山県	13	9	22
鳥取県	38	17	55
島根県	15	47	62
岡山県	32	42	74
広島県	47	47	94
山口県	59	88	147
徳島県	17	31	48
香川県	7	16	23
愛媛県	21	23	44
高知県	16	3	19
福岡県	28	115	143
佐賀県	14	64	78
長崎県	12	74	86
熊本県	11	43	54
大分県	11	73	84
宮崎県	3	55	58
鹿児島県	7	79	86
沖縄県	14	47	61
小計①	1,701	3,300	5,001

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	6	99	105
仙台市	6	34	40
さいたま市	9	32	41
千葉市	4	15	19
横浜市	37	333	370
川崎市	0	35	35
相模原市	8	29	37
新潟市	11	98	109
静岡市	15	37	52
浜松市	20	33	53
名古屋	0	33	33
京都市	7	39	46
大阪市	13	56	69
堺市	1	69	70
神戸市	15	78	93
岡山市	26	58	84
広島市	0	49	49
北九州市	1	57	58
福岡市	0	2	2
旭川市	1	8	9
函館市	0	27	27
青森市	0	52	52
盛岡市	0	15	15
秋田市	10	37	47
郡山市	3	4	7
いわき市	2	8	10
宇都宮市	3	2	5
前橋市	1	22	23
高崎市	1	13	14
川越市	3	8	11
柏市	4	10	14
船橋市	1	15	16
横須賀市	2	6	8
富山市	14	16	30
金沢市	7	71	78
長野市	5	5	10
岐阜市	3	22	25
豊橋市	1	2	3
岡崎市	12	4	16
豊田市	11	7	18
大津市	1	21	22
高槻市	1	26	27
東大阪市	4	24	28
西宮市	0	11	11
姫路市	2	29	31
尼崎市	0	24	24
奈良市	0	8	8
和歌山市	3	7	10
倉敷市	0	15	15
福山市	50	12	62
下関市	18	0	18
高松市	4	13	17
松山市	9	23	32
高知市	1	5	6
久留米市	1	10	11
長崎市	0	23	23
熊本市	0	14	14
大分市	1	8	9
宮崎市	0	52	52
鹿児島市	0	30	30
小計②	358	1,895	2,253
合計(①+②)	2,059	5,195	7,254

# 保育所における障害児の受け入れ状況について (保育課調べ)



平成23年度 障害児保育実施状況（都道府県・指定都市・中核市別）

都道府県 政令指定都市 中核市	実障害児受入保育所数（A）						実障害児数（a）			
	設置主体			うち特別児童扶養手当支給対象実障害児受入 保育所数（B）	設置主体			うち特別児童扶養手当支給対象実障害児数 （b）		
	合計	公	私		合計	公	私			
	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	合計	1級	2級
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
北海道	300	180	120	218	131	87	829	353	91	262
青森県	101	9	92	86	8	78	196	153	50	103
岩手県	161	78	83	133	63	70	328	217	106	111
宮城県	111	83	28	61	49	12	339	90	24	64
秋田県	131	59	72	67	34	33	384	89	39	50
山形県	120	67	53	74	43	31	343	118	46	72
福島県	113	69	44	66	40	26	237	101	36	63
茨城県	221	107	114	121	57	64	594	172	64	103
栃木県	175	116	59	54	37	17	483	74	35	39
群馬県	130	37	93	46	15	31	315	67	22	45
埼玉県	442	313	129	184	121	63	1,320	268	138	130
千葉県	262	180	82	151	111	40	887	206	68	138
東京都	1,388	766	622	413	236	177	4,060	499	218	281
神奈川県	174	74	100	83	43	40	393	113	35	78
新潟県	388	292	96	169	125	44	1,676	252	76	176
富山県	133	85	48	39	22	17	284	53	22	31
石川県	147	91	56	80	51	29	271	99	46	53
福井県	197	116	81	97	47	50	511	132	44	88
山梨県	121	79	42	58	35	23	246	69	21	48
長野県	402	354	48	201	179	22	2,051	309	75	234
岐阜県	232	157	75	131	90	41	671	222	85	137
静岡県	167	84	83	92	46	46	484	136	34	102
愛知県	408	356	52	201	173	28	1,885	321	115	206
三重県	263	188	75	124	95	29	1,085	255	120	135
滋賀県	185	100	85	102	65	37	1,164	139	71	68
京都府	177	110	67	122	74	48	877	229	78	151
大阪府	526	221	305	276	151	125	2,720	437	131	306
兵庫県	320	168	152	220	116	104	974	368	99	269
奈良県	108	77	31	78	59	19	508	162	36	126
和歌山県	110	97	13	31	27	4	576	49	22	27
鳥取県	122	89	33	50	34	16	285	73	22	51
島根県	135	46	89	107	35	72	221	162	45	117
岡山県	109	61	48	24	12	12	395	30	10	20
広島県	187	143	44	97	73	24	547	143	48	95
山口県	139	65	74	61	29	32	453	80	44	36
徳島県	119	84	35	77	61	16	395	82	49	33
香川県	80	59	21	29	20	9	280	33	15	18
愛媛県	146	107	39	87	61	26	519	155	60	95
高知県	119	90	29	98	78	20	305	186	30	156
福岡県	222	91	131	145	52	93	453	215	104	111
佐賀県	105	20	85	60	13	47	139	75	49	26
長崎県	141	23	118	109	14	95	263	151	64	87
熊本県	246	84	162	118	44	74	655	143	66	77
大分県	73	23	50	54	17	37	107	64	29	35
宮崎県	106	34	72	62	17	45	213	79	33	46
鹿児島県	110	13	97	89	10	79	161	119	57	62
沖縄県	190	72	118	165	69	96	464	315	120	195

都道府県 政令指定都市 中核市	実障害児受入保育所数 (A)						実障害児数 (a)			
	合計	設置主体		合計	設置主体		合計	うち特別児童扶養手当支給対象実障害児数 (b)		
		公	私		公	私		合計	1級	2級
札幌市	114	17	97	15	1	14	270	57	27	30
仙台市	109	46	63	70	38	32	443	115	34	81
さいたま市	85	62	23	37	32	5	205	45	27	18
千葉市	82	55	27	51	39	12	203	86	41	45
横浜市	443	98	345	124	43	81	1,185	191	61	130
川崎市	98	50	48	44	30	14	182	58	17	41
相模原市	53	19	34	21	9	12	132	39	13	26
新潟市	67	36	31	67	36	31	1,052	92	39	53
静岡市	87	42	45	28	19	9	675	50	15	35
浜松市	72	21	51	33	7	26	279	49	14	35
名古屋市	246	118	128	101	51	50	956	125	30	95
京都市	200	23	177	88	15	73	987	165	47	118
大阪市	282	116	166	187	86	101	918	366	132	234
堺市	102	22	80	36	16	20	357	59	22	37
神戸市	161	66	95	79	32	47	572	80	29	51
岡山市	98	50	48	11	5	6	393	12	5	7
広島市	112	69	43	10	9	1	236	10	7	3
北九州市	104	25	79	47	13	34	336	63	27	36
福岡市	124	11	113	52	6	46	301	62	24	38
旭川市	22	2	20	16	1	15	86	35	9	26
函館市	15	0	15	9	0	9	37	11	11	0
青森市	13	0	13	9	0	9	19	12	5	7
盛岡市	40	14	26	24	8	16	99	29	14	15
秋田市	33	13	20	8	3	5	56	11	4	7
郡山市	13	11	2	13	11	2	20	20	7	13
いわき市	41	24	17	31	18	13	122	52	22	30
宇都宮市	39	15	24	7	1	6	91	8	3	5
前橋市	28	11	17	16	5	11	48	17	6	11
高崎市	53	15	38	7	1	6	129	7	2	5
川越市	20	20	0	9	9	0	78	11	2	9
柏市	22	18	4	6	4	2	43	8	3	5
船橋市	32	24	8	9	7	2	102	10	8	2
横須賀市	18	5	13	5	2	3	27	8	1	7
富山市	74	37	37	12	7	5	246	12	8	4
金沢市	59	11	48	21	5	16	127	27	10	17
長野市	59	32	27	29	18	11	129	35	12	23
岐阜市	40	20	20	21	10	11	195	35	12	23
豊橋市	36	4	32	0	0	0	166	0	0	0
岡崎市	39	26	13	21	13	8	113	25	3	22
豊田市	46	39	7	12	9	3	143	19	6	13
大津市	47	13	34	27	9	18	210	54	26	28
高槻市	36	13	23	9	5	4	117	15	4	11
東大阪市	62	14	48	28	13	15	433	55	21	34
西宮市	39	22	17	15	10	5	78	19	7	12
姫路市	74	25	49	69	25	44	374	202	28	174
尼崎市	57	25	32	28	12	16	125	38	10	28
奈良市	34	19	15	26	13	13	122	49	20	29
和歌山市	21	11	10	11	7	4	33	15	2	13
倉敷市	69	21	48	20	11	9	380	29	14	15
福山市	100	60	40	32	21	11	363	44	16	28
下関市	38	23	15	7	3	4	292	10	9	1
高松市	52	31	21	22	15	7	174	28	17	11
松山市	35	17	18	15	8	7	105	17	6	11
高知市	67	19	48	53	16	37	179	102	18	84
久留米市	46	9	37	31	5	26	119	41	19	22
長崎市	48	8	40	23	5	18	145	33	15	18
熊本市	93	22	71	70	12	58	304	117	37	80
大分市	29	10	19	18	7	11	48	18	10	8
宮崎市	53	7	46	12	0	12	55	17	11	6
鹿児島市	50	5	45	33	4	29	105	45	26	19
合計	14,493	7,478	7,015	7,145	3,802	3,343	48,065	10,921	3,967	6,945

# 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の概要

- 保育所保育指針の改定・告示(平成20年3月公布、平成21年4月施行)第5章「健康及び安全」の充実と「保育指針解説書」でのアレルギー対応について明記
- 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定(平成20年3月)(2)子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化
- 保育所におけるアレルギー対応にかかわる調査研究  
(平成22年3月(財)こども未来財団)

保育所におけるアレルギー  
対応ガイドライン作成  
(平成23年3月発出)

## ガイドラインの内容の主な項目とポイント

- **保育所におけるアレルギー疾患の実態**  
保育所でのアレルギー疾患への対応の現状と課題を記載し、保育所において、保育所・保護者・嘱託医が共通理解の下、アレルギー疾患に対応できるよう「アレルギー疾患生活管理指導表」を提示
- **アレルギー疾患各論**  
保育所における代表的なアレルギー疾患(気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎)について、その原因や治療方法、保育所での生活上の留意点を記載
- **食物アレルギーへの対応**  
保育所で特に対応に苦慮している食物アレルギーについては、誤食や除去食の考え方等について詳述。また、アナフィラキシーが起こった時の対応について、エピペンの使用を含めた対応方法を明記。

## ガイドラインの活用に向けて

- **ガイドラインの周知徹底**  
→ 各自治体への周知だけでなく、保育団体へも協力要請し、各保育所へガイドラインが直接届くよう、周知を図るとともに、厚生労働省のHPに掲載し、活用しやすい体制を整える。また、日本医師会、小児科医学会等へも協力要請し、嘱託医へも周知を図る。
- **Q&Aの作成**  
→ ガイドラインの活用の際に、あらかじめ想定される質問事項はQ&Aを作成し、保育現場でより使いやすいガイドラインとする。
- **研修体制の強化**  
→ アレルギーの問題は専門性が高く、関係機関が共通認識の下、対応できるよう、研修体制の強化が必要である。各保育団体で実施する研修会等で、アレルギーに関する研修機会を組み込むよう協力要請する。

# 「保育所における食事の提供ガイドライン」の概要

○保育所保育指針の改定・告示（平成20年3月公布、平成21年4月施行）及び保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定（平成20年3月）による「子どもの健康及び安全」の確保と対応の明確化

○「構造改革特別区域」において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」※1（平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部）

※1なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視pointの重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと

保育所における  
食事の提供  
ガイドライン作成  
（平成24年3月発出）

## ガイドラインの内容の主な項目とポイント

### ○子どもの「食」をめぐる現状

各種調査から子ども、保護者の食事の状況、課題について明らかにする

### ○保育所における食事提供の現状

全国調査から保育所における食事の提供の状況（自園調理・外部委託・外部搬入）と課題を明らかにする。

### ○保育所における食事提供の意義と具体的なあり方

「発育・発達」「教育的視点」「保護者支援」の3つの視点から保育所の役割、質の向上を目指すたあり方を示す。

### ○保育所における食事提供の評価（チェックリスト）

子どもの最善の利益を考慮し、子どもの健全な心身の発達を図るための食事提供のあり方（実践・運営面）についての評価内容を示す。

### ○好事例集

## ガイドラインの活用に向けて

### ○ガイドラインの周知徹底

→このガイドラインは、各自治体の保育主管課担当者、保育所へ内容が十分周知できるようにする。また、厚生労働省のHPに掲載し、活用しやすい体制を整える。

### ○保育所における食事の提供・食育の質の向上

→調査等から明らかになった子どもや保護者、保育所の状況と課題を踏まえて、食事のあり方について再考、評価を行い改善をする。調理性態に関わらず、保育所の食事提供の質の向上を目指す。

→乳幼児期における「食を営む力」の基礎を培うための食事の重要性を、食事に関わる大人（保育所、行政、保護者）が共通理解し取り組む。

# 「2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」の概要

○ 保育所保育指針の改定・告示（平成20年3月）

○ 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定（平成20年3月）

（2）子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化

○ 保育所における保健予防対策についての調査研究（平成20年5月～平成21年3月）

「保育所における感染症対策ガイドライン」策定（平成21年8月）



2012年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」

## 改訂の主なポイント

○ 学校保健安全法施行規則の一部改正（平成24年4月1日施行）における「学校で予防すべき感染症およびその出席停止期間」に準じて、内容、登園のめやすを修正

・出席停止の日数の数え方について記載

○ 乳幼児期の特性に応じた感染症対策について、最新の知見から修正・加筆

・インフルエンザの登園のめやすのエビデンス、

・「保育所で問題となる主な感染症とその対策」にRSウイルスを追加

○ 感染経路別に対策を詳細に記載・・・咳エチケットや手洗いの方法など

○ 感受性対策として予防接種の重要性を記載（子ども・職員）

○ 感染防止の重要性を踏まえ、消毒の方法など衛生管理の詳細について加筆

○ 保育所職員の健康管理、予防接種の重要性について、より詳細に記載

## 保育所等における事故防止の徹底について

- 子どもの生命の保持及び安全の確保は保育所等の責務
- 保育所等の全職員の共通理解・共通認識の下、日々継続的な取組が必要

### 事故防止の方法

施設長や管理者が中心となり、事故予防や発生時における体制を確立・強化し、事故防止を図る。

#### 【日常の安全管理】

- ・ 事故防止マニュアルや安全点検表を作成し、施設内外の点検を行う。  
また、定期的に事故防止マニュアル等を評価して改善を行う。
- ・ 入所（利用）初期や体調不良が見られるときは、特に十分な観察と注意が必要。  
保護者と子どもの生活リズム・特性・健康状態を話し合い、子どもの状態を把握する。

#### 【事故防止のための職員のスキルアップや関係機関との連携】

- ・ 過去に発生した事例等を記録し、事故を誘発する原因を洗い出し、分析することで、事故予防対策に活用。事故事例等を職員間で共有し、職員の安全への意識を高める。
- ・ 事故防止や子どもの急変を発見した際の応急処置や救急蘇生法のスキルアップを図る。
- ・ 日頃から地域の医療機関等との連携を図り、緊急時の協力体制を確保。
- ・ 事故・災害発生に備え、緊急時のマニュアルを作成し、職員間で共有し、定期的な訓練を実施。

### 考えられる事故とその対応例

- ・ ガラスによるケガ：シールなどを貼り、ガラスの存在が分かるように工夫
- ・ 遊ぶ際の服装：遊具に引っかかりやすい形状の服装（フード、マフラーなど）は避ける
- ・ 食事の内容：栄養士等の食事の作り手も含め、職員間で食事内容に危険性はないか確認  
（子どもの発達にあった内容か、窒息の危険性はないか等）